

# 特定施設入居者生活介護事業所（介護予防特定施設入居者生活介護事業所）

## シエスタ御船 重要事項説明書

<令和7年1月1日>

本事業所が、ご契約者（ご利用者）に対して提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1 事業者

名称・法人種別	有限会社ゆうしん	代表者氏名	麻生 伸一
法人所在地	熊本市東区錦ヶ丘26番11号		
電話番号	096-367-0565		
FAX番号	096-368-6923		
設立年月日	平成2年4月2日		

### 2 事業所の名称・所在地

事業所の名称	シエスタ御船		
介護保険事業所番号	4372801953	入居定員	30名
事業所の所在地	熊本県上益城郡御船町滝川46		
電話番号	096-282-7007		
FAX番号	096-282-7017		
開設年月日	平成30年3月6日	管理者氏名	田村 信一

### 3 事業の目的及び運営方針

#### (1) 事業の目的

有限会社ゆうしんが設置する、シエスタ御船（以下「本事業所」という。）において実施する、指定特定施設入居者生活介護事業[指定介護予防特定施設入居者生活介護事業]（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理、生活相談、看護職員機能訓練指導員、計画作成担当者等の従業者（以下「従業員」という。）が、要介護状態[要支援状態]の利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護[介護予防特定施設入居者生活介護]を提供することを目的とします。

#### (2) 運営の方針

- ① 本事業所は、利用者の要介護（支援）状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状態等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適正に行うものとする。
- ② サービスは特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下「サービス計画」という。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

- ③ 本事業所の従業員は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は、その家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- ④ 本事業所は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- ⑥ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、別に定める指針（「高齢者虐待防止のための指針」）に沿って必要な措置を実施する。
- ⑦ 本事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

### (3)その他

事 項	内 容
特定施設サービス計画作成及び事後評価	計画作成者担当者が、利用者の心身の状況及び生活状況等を評価し、利用者の希望を踏まえたうえで、特定施設サービス計画を作成いたします。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえたうえで、計画の変更を行い、利用者へ説明し、確認していただきます。
従業員研修	年6回、介護技術関連の研修を行います。 その他、外部の研修にも積極的に参加します。
地域等との連携	地域行事への参加又は施設行事への招待など、地域住民との交流の機会を設け、地域の中で暮らす生活環境作りに努めます。 施設の特色を生かした運営に努め、地域にある医療及び介護機関などの関係機関との連携を図ります。

## 4 施設の概要

### (1) 構造等

敷 地		
建 物	構 造	準耐火建築物 鉄筋造
		地上2階建て

	延べ床面積	977.57㎡
	利用定員	30名
	所 有	株式会社 麻生交通

(2)主な設備

設 備	室 数	面積 (1人あたりの面積)	備 考
食 堂	1	84.85(2.82)	
機能訓練室	1	770.1	居室・食堂を含む
浴室・脱衣所	1	13.53	
浴室・脱衣所	1	4.47	
浴室・脱衣所	1	7.61	
浴室・脱衣所	1	7.20	

従業員の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)		非常勤 (人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			0.25	施設全体の管理
生活相談員	2	1	1			1.25	生活相談
介護職員	10	8	1	1		9.25	介 護
看護職員	3	2	1			2.75	看 護
機能訓練指導員	2		1		1	0.39	機能訓練指導
計画作成担当者	1		1			0.75	生活支援計画作成
居 室	11	13.53					
	19	15.01					

5 施設の職員体制

6 職員の勤務体制

従業員の職種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間 (9:00~18:00) 常勤で勤務	一か月変形労働時間
生活相談員	正規の勤務時間 (9:00~18:00) 常勤で勤務	一か月変形労働時間
介護職員	早出 (6:30~15:30) 日勤 (9:00~18:00) 遅出① (10:30~19:30) 遅出② (12:00~21:00) 夜勤 (16:00~10:00)	一か月変形労働時間
看護職員	日勤 (8:00~17:00) 日勤 (9:00~18:00)	
機能訓練指導員	正規の勤務時間 (9:00~18:00) 常勤で勤務	一か月変形労働時間

計画作成担当者	正規の勤務時間（9：00～18：00） 常勤で勤務	一か月変形労働時間
---------	------------------------------	-----------

## 7 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の内容と費用

### (1)介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立についても適切な援助を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人として尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助を行います。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により、利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健 康 管 理	看護職員により、利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。 外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて、出来る限り配慮します。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

#### イ 費用

##### (1) 介護保険給付対象分について

法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から、利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から、本事業所に支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

注) サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要になります。

【料金表】

(1日につき)

要支援1	1,830円	要支援2	3,130円	
要介護1	5,420円	要介護2	6,090円	
要介護3	6,790円	要介護4	7,440円	要介護5 8,130円

加算

種類	利用料
個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき120円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき200円
夜間看護体制加算(Ⅰ)	1日につき180円
夜間看護体制加算(Ⅱ)	1日につき90円
協力医療機関連携加算	1月につき1,000円
退院・退所時連携加算	医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受入れた場合の事業所評価での1日あたり300円の加算です。※入居日から30日以内に限る。
入居継続支援加算(Ⅰ)	介護福祉士の数が、ご利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上もしくは、痰の吸引などを必要とする方の占める割合がご利用者の15%以上による事業所評価での1日当たり360円の加算です。
入居継続支援加算(Ⅱ)	介護福祉士の数が、ご利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上もしくは、痰の吸引などを必要とする方の占める割合がご利用者の5%以上15%未満による事業所評価での1日当たり220円の加算です。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が当事業所を訪問し、当事業所の職員と共同で個別機能訓練計画を作成する事による事業所評価での1月あたり2,000円の加算です。
口腔・栄養スクリーニング加算	管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、計画作成担当者に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合200円の加算です。(6月に1回を限度とします。)
若年性認知症入居者受入れ加算	若年性認知症の方を受入れ、ご利用者ごとに個別の担当者を定めて、その職員を中心にご利用者・ご家族の希望を踏まえたサービス提供を行うことによる事業所評価での1日あたり1,200円の加算です。

看取り介護加算 1	1日につき720円（死亡日以前31～45日以下）
看取り介護加算 2	1日につき1,440円（死亡日以前4日又は30日）
看取り介護加算 3	1日につき6,800円（死亡日以前2日または3日）
看取り介護加算 4	1日につき12,800円（死亡日）
認知症専門ケア加算(I)	1日につき30円
認知症専門ケア加算(II)	1日につき40円
サービス提供体制加算(I)	ご利用者に安心できるサービスが提供できるように専門知識及び技術を持った職員の配置（介護福祉士の占める割合が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上）を行っていることによる事業所評価での1日あたり220円の加算です。
サービス提供体制加算(II)	ご利用者に安心出来るサービスが提供出来るように専門知識及び技術を持った職員の配置（介護福祉士の占める割合が60%以上）を行っていることによる事業所評価での1日あたり180円の加算です。
サービス提供体制加算(III)	ご利用者に安心できるサービスが提供できるように専門知識及び技術を持った職員の配置（介護福祉士の占める割合が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上）を行っていることによる事業所評価での1日あたり60円の加算です。
介護職員処遇改善加算 II	要介護度に応じたサービス利用料金及び加算費に、12.2%の加算率を乗じた金額
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のために指針を整備し、対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、職員研修を行いその結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。1日あたり10%を減算です。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。（詳しくは、別紙「ゆうしん制度外サービス利用の手引き」をご覧ください。

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	利 用 料
家賃	Aタイプ 35,000円（個室・13.53㎡） Bタイプ 40,000円（個室・15.01㎡）
管理費	27,000円（Aタイプ・Bタイプ同額）
水道給湯ガス代	17,200円（Aタイプ・Bタイプ同額）
食費	57,000円（Aタイプ・Bタイプ同額）
電気代	居室電気メーターによる

ご利用者又は、ご利用者の家族の希望による、週4回以上の入浴もしくは清拭	1時間あたり1,800円（消費税を除く）		
ご利用者又は、ご利用者の家族の希望による、実施日以外の買い物等の代行	1時間あたり1,800円（消費税を除く）		
ご利用者又は、ご利用者の家族の希望による買い物、旅行等の外出介助及び協力医療機関以外への通院介助	1時間あたり1,800円（消費税を除く） 及び交通費の実費		
おむつ代	・尿とりパッド300 ふっくらフィット	1袋	420円
	・尿とりパッド450 ふっくらフィット	1袋	500円
	・ワイドパッド500	1袋	630円
	・パワー消臭パッド 900/1200	1袋	1,860円
	・ふんわりフィット薄型パンツ (M-L/L-LL)	1袋	1,250円
	・パッド使用 テープ止めタイプ (SS/S-M/スマート M/M-LL/L-LL)	1袋	2,510円
種 類	内 容		利 用 料
レクリエーション・行事等	入居生活がより充実したものになるようレクリエーションや行事等を行います。参加については任意になります。		要した費用の実費をご負担いただきます。
日常生活品の購入代行	日常生活品の購入がご自身で困難な方は、衣類、歯ブラシ等の日用品の購入の代行をさせていただきます。		購入代金をご負担いただきます。

(3) 入居時に限り敷金100,000円と、火災保険料を毎年1回お支払いしていただきます。

## 8 利用料等のお支払い方法

毎月15日までに「7 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の内容と費用」に記載の金額を基に算定した、前月分の請求をいたしますので、下記のいずれかの方法により20日までにお支払いください。

ご入金確認後、領収証を発行（送付）いたします。

ア 利用者指定口座からの自動引き落とし

イ 現金支払い（自動引き落としができなかった場合のみ対応します）

お支払いいただいた後、領収書を発行します。（金融機関口座から自動引き落としの場合、金融機関の指定日（20日）に口座自動引き落としとさせていただきます）なお、自動引き落としの際の手数料はご負担いただきます。

※手数料については公租公課の変動等や金融機関の都合に伴い、変更になる場合があります。

## 9 ご利用の際に留意いただく事項

ご利用者際に、留意する事項は次のとおりです。

- ①個人情報管理の規定により、事業者（従業員）は利用者が入居（利用）されているかの第三者からの問い合わせについてお答えすることはできません。またあわせて防犯上に理由により、利用者または関係者からの連絡がない場合、第三者の面会はお断りします。
- ②事業者（管理者）が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはいけません。
- ③指定された場所以外で火気を用いてはいけません。
- ④その他、事業者（管理者）が定めた下記についても留意してください。

### ○ご面会について

- ・面会時間は原則として午前10：00～午後8：00までとなっておりますが、ご連絡いただければ上記時間帯以外でのご面会が可能な場合もあります。
- ・ご来訪者の方は、必ずその都度職員に届け出て、面会簿に記帳願います。
- ・ご来訪される場合、ペット、アルコール類の持ち込みはご遠慮ください。
- ・食品の持ち込みや、利用者への差し入れなどは職員にご相談ください。

○看取り期間以外、ご利用者以外の方の宿泊はお断りします。

### ○外出・外泊について

- ・外出・外泊の際には必ず職員に申し出てください。

### ○宗教・政治活動

- ・施設内で他の利用者に対する宗教・政治活動等はお断りします。

## 10 非常災害時の対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災責任者を定め、年2回、昼間及び夜間を想定した避難訓練その他必要な訓練を行うとともに非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとします。また日頃より、近隣、地域住民と連携を行い、有事の際は協力を得られるようにします。

非常時の対応	別途定める消防計画及び緊急時対応マニュアルに則り対応を行います。			
避難訓練及び防火設備	別途定める消防計画に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	あり
	自動火災報知機	あり	ガス警報器	あり
	誘導灯・非常灯	あり	消火器	あり
	手動排煙装置	あり	熱・煙感知器	あり
	消火用散水栓	あり	火災報知器ボタン	あり

	上益城消防署への届出日：令和3年1月20日 防火管理者：田村 信一（管理者）
--	---

### 1.1 緊急時おける対処方法

入居中に病状の急変などがあった場合は、速やかに入居者の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡します。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	( )
	住所	
	電話番号	

### 1.2 協力医療機関等

医療機関	病院名	谷田病院
	所在地	熊本県上益城郡甲佐町岩下123
	電話番号	096-234-1248
	診療科目	外科、糖尿病内科、代謝内科、内分泌科、循環器内科、呼吸器内科、リハビリテーション科
	入院施設	あり
医療機関	病院名	たかぞえ内科循環器科内科クリニック
	所在地	熊本県上益城郡御船町948
	電話番号	096-282-0070
	診療科目	循環器科、内科
	入院施設	なし
医療機関	病院名	神戸歯科診療所
	所在地	熊本県上益城郡御船町937-2
	電話番号	096-282-0036
	診療科目	歯科
	入院施設	なし

### 1 3 事故発生の防止及び事故発生時の対応

- (1) 本事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。
- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するものとします。
  - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとします。
  - ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修会を定期的に行うものとします。
- (2) ご利用者に対する指定特定施設入居者生活介護または、介護予防特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族や必要な機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) ご利用者に対する指定特定施設入居者生活介護または、介護予防特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行います。ただし、事業所の故意、過失がない場合はこの限りではありません。

### 1 4 サービス内容に関する相談・苦情

苦情相談窓口	<p>担当者職・氏名                      生活相談員_____</p> <p>対応時間                                9:00～18:00</p> <p>※但し、ご要望があれば上記時間以外も対応します。</p> <p>電話番号                                096-282-7007</p> <p>FAX番号                                 096-282-7017</p> <p>メールアドレス                        info@yushinkikaku.jp</p> <p>面接                                      当施設内 相談室</p> <p>ご意見箱                                玄関脇に設置</p>
その他行政機関 苦情相談窓口	<p>① 熊本県健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課</p> <p>郵便番号                                862-8570</p> <p>熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号</p> <p>電話番号                                096-333-2215</p> <p>FAX 番号                                 096-384-5052</p> <p>② 熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口</p> <p>郵便番号                                862-0911</p> <p>熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号</p> <p>熊本県市町村自治会館内 5階</p> <p>電話番号                                096-214-1101</p> <p>FAX番号                                 096-214-1105</p>

## 1 5 施設利用にあたっての留意事項

喫煙	居室内は禁煙とします。 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。 預り金を依頼される場合はご相談下さい。別途「預り金依頼書」を記入していただきます。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は禁止します。
動物の飼育	施設内のペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

## 1 6 個人情報の保護及び秘密保持について

- (1) 本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 本事業所は、サービス担当者会議や外部への情報提供について、ご利用者の個人情報を用いる場合にはご利用者の同意を、ご利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ます。
- (4) 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等関係法令に定めている内容を遵守し、適切な取り扱いに努めます。(別紙「個人情報の使用に係る同意書」)によります。

## 1 7 虐待防止に関する事項

- (1) 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、従業員に対する虐待防止のための研修を行い、利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。また、その他虐待防止のために必要な措置を行います。
- (2) 本事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

## 1 8 記録の整備について

- (1) 本事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備するものとします。
- (2) 本事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
  - ①介護計画
  - ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない

## 理由の記録

### ④市町村への通知に係る記録

### ⑤ 苦情の内容等の記録

ア 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

イ 報告、評価、要望、助言等の記録

## 1 9 勤務体制の確保について

- (1) 本事業所は、ご利用者に対して、適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務体制を定めるものとします。
- (2) 本事業所は、前項の介護従事者の勤務体制を定めるに当たっては、ご利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮します。
- (3) 本事業所は、介護従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおりとします。
  - ①採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ②継続研修 年間 6回程度

## 2 0 地域との連携について

- (1) 本事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。
- (2) 本事業所は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

## 2 1 防犯体制について

本事業所の防犯上の行動については事業所に備え付けの「有限会社ゆうしん防犯マニュアル」（共通編）（事業所編）に則り運用します。（一部記載します）

- (1) 施設出入口は施錠を行い二重ロックとし、来訪者にはインターホンで対応いたします。
- (2) インターホンで身分を確認した後、入館を認めた者については面会簿（入館簿）に記入いただき、「入館許可証」をお渡しします。（面会の時間は、上記9のとおりです）
- (3) 職員には防犯に対する意識付けを行い、マニュアルに対する講習や、訓練等を実施いたします。
- (4) 近隣、地域の方とも日頃より連携を行い、有事の際には協力を得られるようにいたします。

## 2 2 その他

その他、運営に関する重要事項は、有限会社ゆうしんと事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防

特定施設入居者生活介護) のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

住 所 熊本県熊本市東区錦ヶ丘26番11号  
事業者(法人)名 有限会社 ゆうしん  
事業所名 特定施設入居者生活事業所 シエスタ御船  
(事業所番号) 4372801953  
代表者氏名 代表取締役 麻生 伸一 ㊟

説明者

職 名  
氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所  
氏 名 ㊟

代理人(選任した場合)

住 所  
氏 名 ㊟